

鹿児島県立開陽高等学校通信制課程同窓会の会計規程

1（規程の定義について）

本規程は、鹿児島県立開陽高等学校通信制課程同窓会（以下当会とする）の予算、決算及び収支運用等に関する規程とする。

2（予算及び決算について）

当会の会計の運用に関しては、会長及び会計担当者が年度の予算及び決算を作成し、年度当初の理事会において前年度の決算案及び当年度の予算案を審議し、承認を必要とする。承認については、理事会規程で理事会の成立する出席者数を満たすことを条件とする。

天候災害を含むやむを得ない事情で理事会の開催が困難な場合は、理事会資料を紙上報告し過半数の承認を得た場合に前年度の決算案及び当年度の予算案が可決されたものとする。

なお決算案及び予算案の承認については、「開陽通信」の年度初めの号において掲載するものとする。

3（会費について）

本校通信生の卒業生は、卒業時に同窓会入会費として1人2,000円を支払うものとする。

同窓会入会費の金額を変更する場合には、当該年度の最初の理事会で承認を得た上で、「開陽通信」において現役生にも報告を必要とする。

4（会費以外の収入について）

原則として、当会の営利活動はこれを認めない。但し、文化祭のバザー等、学校の教育活動を支援する活動で生じた益金については、同窓会収入として計上し、決算時に報告するものとする。

5（監査について）

当会では、会計担当を2名おき、会計担当は会長と共に会計業務を担当する。また、監査担当の監事を2名おき、監事は年度末の理事会の前に会計担当の同席のもと会計監査を実施し、理事会及び総会において、監査結果を報告するものとする。

6（運用について）

同窓会費は主に、①同窓会の運営に関する事項（会合の手当や旅費） ②学校の教育活動に関する事項（創立記念講演など）、③支部同窓会活動支援 ④県外同窓会組織運営に関する内容を主たる運用目的とする。

但し、支部活動費については、計画書と領収書の提出を必要とし、他の支出も可能な限り領収書等の支出を証明する書類の提出を行うものとする。

また、同窓会活動において、役員として原則5年以上活動した役員については、同窓会会長と副会長の協議に基づき、慶弔費を支出することができる。慶弔費は、5,000円とする。

7（旅費の支給について）

役員の旅費については、原則として協力校から開陽高校までの距離（km、但し小数第1位まで）の往復分に20円を掛けた数字を基礎に算出する。また高速代金も考慮し、開陽高校までの距離が片道20km以下は1,000円、21km～40kmは1,500円、41km～60kmは2,000円、61km以上は3,000円を加算する。

離島の場合は、二等運賃の離島割引料金の往復分を支給する。但し、港までの旅費と食費、宿泊費を考慮して、種子島・屋久島は3,000円、奄美大島以南は5,000円を別途加

算する。

なお、支給金額は算出された金額の十の位を切り上げ、100円単位で計算する。会議出席の謝金については、1時間当たり1,000円とし、1会議上限2,000円を別途支給する。

県外役員の旅費については、別途審議する。

旅費（開陽高校起算、謝金含む）

鹿児島	2,000円	姶良	3,900円	指宿	4,000円
川辺	2,500円	川内	5,700円	出水	7,800円
大口	7,300円	志布志	8,400円	鹿屋	8,800円
種子島	10,520円	屋久島	11,300円	奄美・喜界	16,960円
徳之島	21,360円	沖永良部	22,440円	与論	24,540円

県外は新幹線の片道代を支給する。

8（役職手当）

役職手当については、県内の殆どの学校の同窓会組織で制度化及び支給していない現状を鑑み、支給できないものとする。

9（会計に関する卒業生以外の実務について）

会計の実務に関して必要な場合は、同窓会会長の委託により、学校職員が形式的な業務を請け負うことを可能とする。但し、学校長及び事務長の承認を必要とする。

また、同窓会会長の委託により、学校の係の職員が会計簿及び会計報告書の原案を作成することができるものとする。但し、上記の通帳管理及び会計報告についての一切の責任は、同窓会が負うものとする。

10（会計運営に関する事故等について）

同窓会の本部及び支部の会計に関して、紛失や目的外使用があった場合には関わった役員は弁済を行わなければならない。

※ 本規程は、令和7年3月2日開催の鹿児島県立開陽高等学校通信制課程同窓会理事会での承認を経て、試行的に実施する。不都合等の生じた場合には改正し、次年度より本格運用する。